

## 野田市ネーミングライツパートナー選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 ネーミングライツパートナー候補者を公平かつ適正に選定するため、野田市ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) ネーミングライツパートナーの募集に関する事
- (2) ネーミングライツパートナー候補者の選定に関する事
- (3) 愛称の審査に関する事
- (4) 契約期間満了後のネーミングライツの更新に関する事
- (5) その他ネーミングライツに関する必要な事項に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 総務部長
- (3) 委員 市政推進室長、企画財政部長、PR推進室長、財政課長、行政管理課長

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員に事故があるときは、委員長が指名する者に代理させることができる。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年2月16日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。